

## (18) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について、次のとおり専決処分をする。

平成25年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について

鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等について、次のとおり和解する。

### 1 和解の相手方

鳥取市 個人

### 2 和解の要旨

和解の相手方は、583,900円（内訳 育英奨学資金の未返還額522,000円、延滞金52,950円、支払督促申立手続費用5,950円、追納手数料3,000円）を平成25年12月から全額返還するまでの間、毎月月末までに6,000円ずつ（最終支払月にあっては1,900円）県に支払うこと。

### 3 和解の理由

次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断したため。

- (1) 和解の相手方の経済状況からみて、未償還金を一括返還することが困難であること。
- (2) 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。